

佐賀県教育委員会訓令甲第三号

本 庁

教育事務所

教育機関

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に
関する訓令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓
令の整備に関する訓令

(佐賀県教育委員会公印規程の一部改正)

第一条 佐賀県教育委員会公印規程(昭和六十三年佐賀県教育委員会訓令甲第一
号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十
六号の次に次の二号を加える。

十七 教育事務所支所印

十八 教育事務所支所長印

第二条の二第一項中「教育事務所」の下に「、教育事務所支所」を加え、
同条第二項中「教育事務所名」の下に「、教育事務所支所名」を加える。

第四条中「各教育事務所」の下に「、教育事務所支所」を加える。

<p style="text-align: center;">教育事務所長印</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県教育 事務所長印</p>	<p style="text-align: center;">18</p>	<p style="text-align: center;">=</p>
--	--	---------------------------------------	--------------------------------------

別表中

を

教育事務所支所 教育事務所支所 長印	佐賀県教育 事務所支所 長印	18	”
教育事務所支所 印	佐賀県教育 事務所支所 印	21	教育事務所支所長
教育事務所支所 長印	佐賀県教育 事務所支所 長印	18	”

に改め、同表

の一般専用公印の項中「~~教育事務所~~」の次に「~~教育事務所支所~~」を加える。

(教育庁専決規程の一部改正)

第二条 教育庁専決規程（平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（教育事務所長等専決事項）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育指導監、教育事務所副所長及び教育事務所支所長は、教育事務所長が専決することができる事務のうち、教育事務所長が定めるもの（教育事務所支所長にあつては、教育事務所支所に係る事務に限る。）を専決することができる。

第二十二條第三項を次のように改める。

3 教育事務所長が専決することができる事務（教育事務所支所に係る事務を除く。）については教育指導監（教育事務所長及び教育指導監がともに不在事務所にあつては教育指導監）が、教育指導監を置かない教育事務所にあつ

ては教育事務所副所長がその事務を代決することができる。

第二十二条に次の一項を加える。

4 教育事務所長が専決することができる事務（教育事務所支所に係る事務に限る。）について教育事務所長が不在のときは、教育事務所支所長がその事務を代決することができる。

（佐賀県教育委員会電子署名規程の一部改正）

第三条 佐賀県教育委員会電子署名規程（平成十四年佐賀県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 教育事務所支所長 組織規則第三条第三項に規定する教育事務所支所長の長をいう。

第三条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 教育事務所支所長

第五条第一項中「各教育事務所」の下に「、教育事務所支所」を加える。別表の教育事務所長の鍵情報等格納媒体の項の次に次のように加える。

教育事務所支所長の鍵情報等格納媒体	教育事務所支所長
-------------------	----------

附 則

この訓令は、平成二十四年十月一日から施行する。